

令05原機(科保)069
令和5年11月9日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

(1) NSRRに係る内容の変更

- 1) グローブボックスの削除に伴う変更（第9編第10条、別表第6、別表第8及び、別表第10）
- 2) 解体・撤去を行う設備に係る追加（第9編第11条の2）

(2) バックエンド研究施設に係る内容の変更

- 1) 分任施設管理者への通知プロセスの変更（第10編第12条及び第13条の2）
- 2) グローブボックスB-7の削除（第10編別表第1-3）
- 3) グローブボックスB-7の削除に伴う最大取扱量の変更（第10編別表第1-10）

2. 変更の理由

(1) NSRRに係る内容の変更

- 1) 令和2年5月1日付け原規規発第2005011号をもって核燃料物質使用の変更許可を受けたことに伴い、核燃料物質の使用を終了したNSRRのグローブボックスについて核燃料物質の使用に係る記載を削除するため。
- 2) 核燃料物質の使用を終了したグローブボックスについて、解体・撤去が終了するまでの期間、解体・撤去を行う設備として管理するため。

(2) バックエンド研究施設に係る内容の変更

- 1) 分任施設管理者への通知に関する記載の適正化のため。
- 2) 令和5年10月3日付け原規規発第2310034号をもって核燃料物質使用の変更許可を受けたことに伴い、バックエンド研究施設のグローブボックスB-7の削除に係る変更をするため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日から起算して休日を除き3日を経過した日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第9編 NSRRの管理

令和5年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考																						
<p>第9編 NSRRの管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1条 ~ 第9条 (省略)</p> <p>(負圧の維持)</p> <p>第10条 <u>NSRR管理課長及び工務第1課長は、使用施設の使用</u>中、別表第6に掲げるところにより、負圧を維持しなければならない。</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第12条 ~ 第35条 (省略)</p> <p>別表第1 ~ 別表第5 (省略)</p> <p>別表第6 負圧の維持基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">維 持 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特 定 施 設</td> <td>炉室内の圧力</td> <td style="text-align: center;">-20 ~ -440Pa</td> </tr> <tr> <td>セミホットケープ及び セミホットセル内圧力</td> <td>炉室内の圧力よりも -49 ~ -290Pa 低いこと。 (点検、除染等の作業に伴う扉の開時は除く)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>本 体 施 設</u></td> <td style="text-align: center;"><u>グローブボックス</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-98 ~ -590Pa</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第7 (省略)</p>	区分	項 目	維 持 基 準	特 定 施 設	炉室内の圧力	-20 ~ -440Pa	セミホットケープ及び セミホットセル内圧力	炉室内の圧力よりも -49 ~ -290Pa 低いこと。 (点検、除染等の作業に伴う扉の開時は除く)	<u>本 体 施 設</u>	<u>グローブボックス</u>	<u>-98 ~ -590Pa</u>	<p>第9編 NSRRの管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1条 ~ 第9条 (変更なし)</p> <p>(負圧の維持)</p> <p>第10条 工務第1課長は、使用施設の使用</p> 中、別表第6に掲げるところにより、負圧を維持しなければならない。 <p>第11条 (変更なし)</p> <p><u>(解体・撤去を行う設備)</u></p> <p>第11条の2 <u>NSRR管理課長は、核燃料物質の使用を終了したグローブボックスについて、解体・撤去が終了するまでの期間、第3条によって定める手引により、管理しなければならない。</u></p> <p><u>2 NSRR管理課長は、前項の設備について、解体・撤去に着手するまでの期間、第14条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第2項に定める特別な施設管理実施計画に基づき点検しなければならない。</u></p> <p>第12条 ~ 第35条 (変更なし)</p> <p>別表第1 ~ 別表第5 (変更なし)</p> <p>別表第6 負圧の維持基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">維 持 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特 定 施 設</td> <td>炉室内の圧力</td> <td style="text-align: center;">-20 ~ -440Pa</td> </tr> <tr> <td>セミホットケープ及び セミホットセル内圧力</td> <td>炉室内の圧力よりも -49 ~ -290Pa 低いこと。 (点検、除染等の作業に伴う扉の開時は除く)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(削 る)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第7 (変更なし)</p>	区分	項 目	維 持 基 準	特 定 施 設	炉室内の圧力	-20 ~ -440Pa	セミホットケープ及び セミホットセル内圧力	炉室内の圧力よりも -49 ~ -290Pa 低いこと。 (点検、除染等の作業に伴う扉の開時は除く)	<u>(削 る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<p>負圧を維持しなければならない設備からグローブボックスを削除することに伴う変更</p> <p>グローブボックスを解体・撤去を行う設備として管理及び点検することを明確化</p> <p>グローブボックスに関する基準を削除</p>
区分	項 目	維 持 基 準																						
特 定 施 設	炉室内の圧力	-20 ~ -440Pa																						
	セミホットケープ及び セミホットセル内圧力	炉室内の圧力よりも -49 ~ -290Pa 低いこと。 (点検、除染等の作業に伴う扉の開時は除く)																						
<u>本 体 施 設</u>	<u>グローブボックス</u>	<u>-98 ~ -590Pa</u>																						
区分	項 目	維 持 基 準																						
特 定 施 設	炉室内の圧力	-20 ~ -440Pa																						
	セミホットケープ及び セミホットセル内圧力	炉室内の圧力よりも -49 ~ -290Pa 低いこと。 (点検、除染等の作業に伴う扉の開時は除く)																						
<u>(削 る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																						

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前			変更後			備考
別表第8 使用・運転開始前の本体施設及び特定施設の点検			別表第8 使用・運転開始前の本体施設及び特定施設の点検			
区分	設備等	点検項目	区分	設備等	点検項目	
本体施設	カプセル装荷装置 (A型)	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認	本体施設	カプセル装荷装置 (A型)	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認	点検対象からグローブボックスを削除
	カプセル装荷装置 (B型)	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認		カプセル装荷装置 (B型)	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認	
	セミホットケーブル上部台座	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認		セミホットケーブル上部台座	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認	
	セミホットケーブル	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 負圧の確認 (4) インセルモニタの指示値の確認		セミホットケーブル	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 負圧の確認 (4) インセルモニタの指示値の確認	
	セミホットセル	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 負圧の確認 (4) インセルモニタの指示値の確認		セミホットセル	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 負圧の確認 (4) インセルモニタの指示値の確認	
	<u>グローブボックス</u>	<u>(1) 電気系統の確認</u> <u>(2) 操作機器等の確認</u> <u>(3) 負圧の確認</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
	貯留タンク設備	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 警報設定の確認		貯留タンク設備	(1) 電気系統の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) 警報設定の確認	
特定施設	受変電設備	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の確認	特定施設	受変電設備	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の確認	
	非常用電源設備	(1) 潤滑油量等の確認 (2) 操作機器等の確認		非常用電源設備	(1) 潤滑油量等の確認 (2) 操作機器等の確認	
	気体廃棄設備	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の確認		気体廃棄設備	(1) 電源の確認 (2) 操作機器等の確認	
	液体廃棄設備	(1) 電源の確認 (2) 廃液タンクの水位の確認 (3) 操作機器等の確認		液体廃棄設備	(1) 電源の確認 (2) 廃液タンクの水位の確認 (3) 操作機器等の確認	
	空気圧縮設備	(1) 電源の確認 (2) 潤滑油量の確認 (3) 冷却水の確認 (4) 操作機器等の確認		空気圧縮設備	(1) 電源の確認 (2) 潤滑油量の確認 (3) 冷却水の確認 (4) 操作機器等の確認	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前			変更後			備考
別表第9 (省略)			別表第9 (変更なし)			点検対象からグローブボックスを削除
別表第10 使用・運転停止後の本体施設及び特定施設の点検			別表第10 使用・運転停止後の本体施設及び特定施設の点検			
区分	設備等	点検項目	区分	設備等	点検項目	
本体施設	カプセル装荷装置 (A型)	(1) 電源断の確認	本体施設	カプセル装荷装置 (A型)	(1) 電源断の確認	
	カプセル装荷装置 (B型)	(1) 電源断の確認		カプセル装荷装置 (B型)	(1) 電源断の確認	
	セミホットケーブル上部台座	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認		セミホットケーブル上部台座	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認	
	セミホットケーブル	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) インセルモニタの指示値の確認		セミホットケーブル	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) インセルモニタの指示値の確認	
	<u>グローブボックス</u>	<u>(1) 電源断の確認</u> <u>(2) 操作機器等の確認</u>		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
	セミホットセル	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) インセルモニタの指示値の確認		セミホットセル	(1) 電源断の確認 (2) 操作機器等の確認 (3) インセルモニタの指示値の確認	
	貯留タンク設備	(1) 貯留タンクの水位		貯留タンク設備	(1) 貯留タンクの水位	
特定施設	受変電設備	(1) 商用電源の電圧	特定施設	受変電設備	(1) 商用電源の電圧	
	気体廃棄設備	(1) 排風機停止の確認 (2) 操作機器等の確認		気体廃棄設備	(1) 排風機停止の確認 (2) 操作機器等の確認	
	液体廃棄設備	(1) 廃液タンクの水位の確認		液体廃棄設備	(1) 廃液タンクの水位の確認	
	空気圧縮設備	(1) 操作機器等の確認		空気圧縮設備	(1) 操作機器等の確認	
別表第11 ~ 別表第21 (省略)			別表第11 ~ 別表第21 (変更なし)			
別図 (その1) ~ 別図 (その5) (省略)			別図 (その1) ~ 別図 (その5) (変更なし)			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第10編 バックエンド研究施設の管理

令和5年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第10編 バックエンド研究施設の管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1条 ～ 第11条の7 (省略)</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第12条 原子力施設検査室長は、バックエンド研究施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、BECKY技術課長、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>第13条 (省略)</p>	<p>第10編 バックエンド研究施設の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1条 ～ 第11条の7 (変更なし)</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第12条 原子力施設検査室長は、バックエンド研究施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告するとともに、BECKY技術課長は分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>第13条 (変更なし)</p>	<p>分任施設管理者への通知プロセスの変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第13条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等及び分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>第14条 ～ 第26条 (省略)</p> <p>別表第1-1 ～ 別表第1-2 (省略)</p>	<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第13条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ使用前事業者検査に関係ある部長に報告するとともに、BECKY技術課長は当該使用前事業者検査に関係ある分任施設管理者に通知しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を受けなければならない。</p> <p>第14条 ～ 第26条 (変更なし)</p> <p>別表第1-1 ～ 別表第1-2 (変更なし)</p>	<p>分任施設管理者への通知プロセスの変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス (2/6)							別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス (2/6)							
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
B-3 及び B-4 *1	10	100 (天然) *2 100 (劣化) *2 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸ *3	実験室(III)	B-3 及び B-4 *1	10	100 (天然) *2 100 (劣化) *2 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸ *3	実験室(III)	
B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーション ルーム(II) 上部	B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーション ルーム(II) 上部	
B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フロッグマン 準備室上部	B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フロッグマン 準備室上部	
<u>B-7</u>	<u>0.01</u>	<u>1 (天然)</u> <u>1 (劣化)</u> <u>0.01 (5%未満)</u> <u>0.01 (5%以上 20%未満)</u> <u>0.01 (20%以上 46%未満)</u> <u>0.01 (46%以上 93.3%未満)</u> <u>0.01 (93.3%以上 98%以下)</u>	<u>0.001</u>	<u>0.01</u>	<u>3.7 × 10⁵</u>	<u>実験室(V)</u>								
C-1	40	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	C-1	40	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	
C-2	200	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	C-2	200	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	
C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	
C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷ *3	実験室(IV)	C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷ *3	実験室(IV)	
C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *3	廃液処理室(VI)	C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *3	廃液処理室(VI)	

グローブボックスB-7の削除

*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。
*2 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。
*3 1F燃料デブリを含む。

別表第1-4 ~ 別表第1-9
(省略)

*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。
*2 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。
*3 1F燃料デブリを含む。

別表第1-4 ~ 別表第1-9
(変更なし)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-10 最大取扱量 フード (3/3)							別表第1-10 最大取扱量 フード (3/3)							
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
H-19	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	H-19	—	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満) 8 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	1	3.7 × 10 ⁴	実験室(V)	
H-20	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	H-20	—	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満) 8 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	1	3.7 × 10 ⁴	実験室(V)	
H-22	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	H-22	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	
H-23	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	H-23	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	
H-24	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	H-24	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	
H-25	0.00016	100 (天然) 100 (劣化)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *1	廃液処理室(VI)	H-25	0.00016	100 (天然) 100 (劣化)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *1	廃液処理室(VI)	

グローブボックスB-7の削除に伴う最大取扱量の変更

*1 1 F 燃料デブリを含む。

*1 1 F 燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
別表第1-11 ~ 別表第14 (省略) 別図(その1) ~ 別図(その4) (省略)	別表第1-11 ~ 別表第14 (変更なし) 別図(その1) ~ 別図(その4) (変更なし)	